

高知県公安委員会告示生企第21号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月24日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

別表のとおり

別表

申請者	製造業者名	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
愛知県春日井市桃山町一丁目127番地 マルホン工業株式会社 代表取締役 西出 晃央	左同	ぱちんこ遊技機 PファインプレーH3 5P1020	告示の日から3年間
大阪府東大阪市長田中一丁目3番17号 株式会社ピーセカンド 代表取締役 岸上 昭夫	左同	回胴式遊技機 Lオキオウデン 530491	告示の日から3年間
愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産 代表取締役 盧 昇	左同	ぱちんこ遊技機 PA海物語極ジャパンHBD 5P0531	告示の日から3年間
愛知県名古屋市天白区中砂町185番地 京楽産業. 株式会社 代表取締役 榎本 善紀	左同	ぱちんこ遊技機 eアズールレーンTHE ANIMATION 2 K6 5P0983	告示の日から3年間
愛知県名古屋市天白区中砂町185番地 京楽産業. 株式会社 代表取締役 榎本 善紀	左同	ぱちんこ遊技機 eソードアート・オンライン～閃光の軌跡～99Ver. K1 4P1693	告示の日から3年間